

新たなオーケストラ支援事業

オーケストラへの支援 募集案内（再募集）

区分②「地域の活性につながる活気のある団体を目指す」

《申請書の提出期間》

令和5年10月2日(月)10:00 ~ 10月6日(金)17:00

令和5年9月

独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

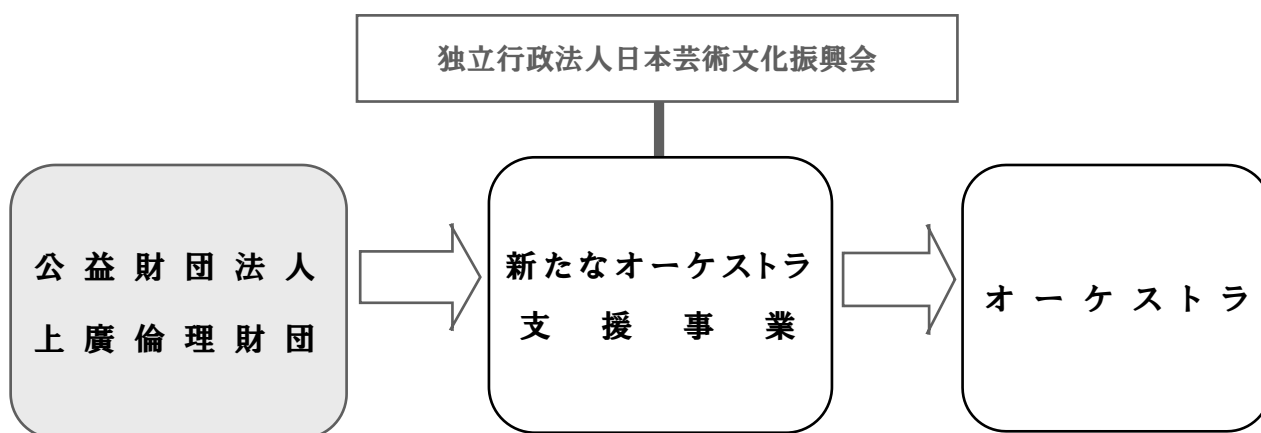
新たなオーケストラ支援事業の趣旨・目的	2
申請から実績報告までの流れ	3
申請団体、条件等	4
1. 申請団体の条件	4
2. 助成対象期間	4
3. 助成対象企画	4
4. 助成予定件数	4
5. 助成金の額	4
6. 助成対象経費・助成対象外経費について	4
応募に当たっての留意事項	5
1. 他の助成事業等への重複応募・重複助成	5
2. 助成事業の公表	5
3. 不正受給等の対応	5
4. 暴力団等排除に関する誓約	5
5. 問合せ先	5
申請期間、方法等について	6
1. 申請期間	6
2. 申請方法	6
3. 提出書類・提出形式	6
提出書類(様式)について	7
1. 申請書(様式)	7
2. 事業実施計画書(様式)	8
3. 支出予算書(様式)	9
4. 誓約書(様式)	10
5. 役員等名簿(様式)	11
6. 支払先登録(変更)依頼書(様式)	12
申請後の流れほか	13
1. 審査について	13
2. 評価の対象	13
3. 審査結果の通知	13
4. 注意事項	13
5. 会計調査等協力と帳簿類保管のお願い	13
その他の留意事項等	14
1. 助成金の支払いについて	14
2. 事業計画の変更について	14
3. 事業の報告について	14
4. 実績報告会について	14
よくある質問(Q&A)	15

新たなオーケストラ支援事業の趣旨・目的

我が国のオーケストラ界を活性化することを目的に、オーケストラ活動の底上げ及びオーケストラの将来の財産となる取り組みを支援することを目的とする。

なお、今回の募集は以前の募集時に区分②「地域の活性につながる活気のある団体を目指す。」において、採択に該当する団体が選出されなかったために再募集をするものである。

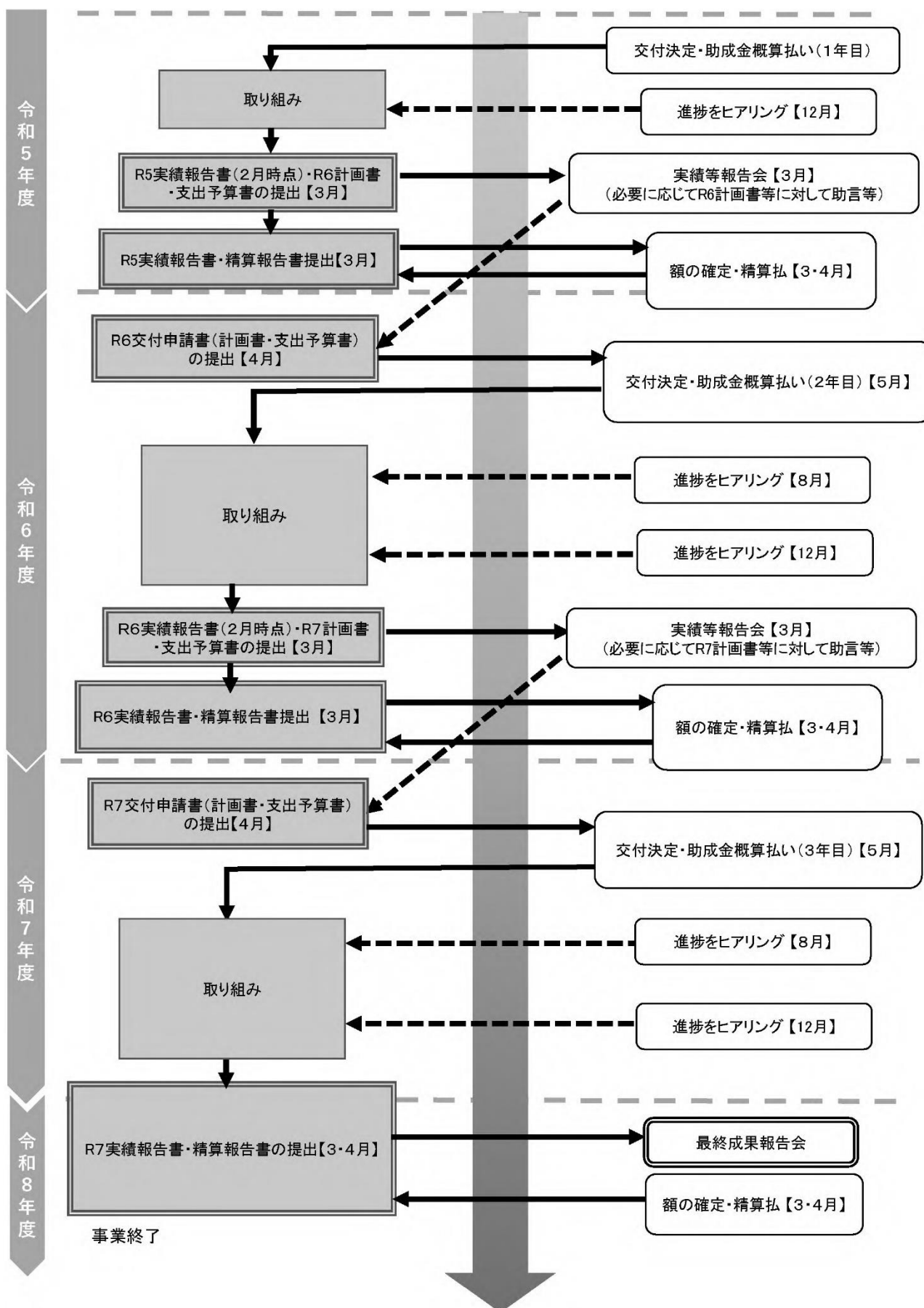
新たなオーケストラ支援事業の仕組み



応募相談から助成金支払いまでの流れ

事 柄	期間等	内 容
申請にあたっての相談期間	9月22日(金)～9月29日(金)	メールで相談を受け付けます。回答は HP に随時掲出します。 アドレス:jigyo1Ontj.jac.go.jp ※〇を@に変えてください。
申請書の提出	10月2日(月)～10月6日(金) 10:00開始 17:00締切	メールで申請書等をご提出いただきます。必要事項を入力の上、送信してください。 【メール提出先】: jigyo1Ontj.jac.go.jp ※〇を@に変えてください。 ※データ容量は 10MBが上限となります。ご注意ください。 ※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。
申請書の審査	10月中旬～下旬	申請書の内容を審査し、面接審査を実施する対象団体を決定します。
面接審査	11月中旬	パワーポイントによるプレゼンテーション(想定)にて事業計画の内容等についてご説明いただきます。
審査結果の通知	12月中旬(予定)	採否にかかわらず、文書により審査結果を送付いたします。
助成金の支払い	交付決定通知後随時	助成金を指定の口座に振込みます。(概算払い)

申請から実績報告までの流れ（予定）



注) 上記の手続の流れは現時点における予定であり、今後変更となる場合がございます。

申請団体、条件等

1. 申請団体の条件

応募に当たっては団体が以下の要件をすべて満たしている必要があります。一つでも不足している場合、助成の対象となりませんのでご注意ください。また、前回の募集時に不採択となった団体も申請書等を修正し再応募することが可能です。

- ・我が国の芸術団体であること。
- ・団体が監事、監査役等による監査を実施していること。
- ・法人格を有する団体であること
- ・スタッフ・キャスト等に当該分野について高い専門性があること。

2. 助成対象期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日まで(原則として3年間の継続)

3. 助成対象企画

本事業は、以下を目標(区分)とする意欲的な団体に助成します。なお、本事業は、活動(公演)のみに対する助成事業ではありません。※区分①、区分③はすでに採択団体が決定しているため、再募集はいたしません。

- ①国際交流を通しての質的向上を図る。
- ②地域の活性につながる活気のある団体を目指す。
- ③団体の個性を生かし、ユニークな活動を展開していく。

※支援区分における取組例

- ・創作活動のための環境整備(練習会場の確保や楽器購入)
- ・運営強化のための体制整備(ファンドレイジング等の専門人材の確保)
- ・海外オーケストラ等との人事交流や、オーディションにおいて外国人演奏家への渡航費等の援助
- ・海外ツアーや国際音楽祭への参加、国内の巡回公演
- ・社会包摂に関する取組
- ・教育(鑑賞教室等)に関する取組 等 ※いずれも複数年計画(3年)で複数選択可

など

4. 助成予定件数

採択件数は、区分②において1団体(予定)です。

5. 助成金の額

助成金の額は、1団体当たり、1年間につき1億円を支援し、3年間に於いて1団体当たり合計3億円を支援します。なお、原則として1億円／年を予定しておりますが、審査の結果が、助成金の額に反映されるため、要望された額全てを満たすとは限りません。

6. 助成対象経費・助成対象外経費について

助成対象経費・助成対象外経費について、設けておりません。

応募に当たっての留意事項

1. 他の助成事業等への重複応募・重複助成

本事業に応募する企画について、当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁の補助事業へ重複して応募することは、可能です。ただし、ほかの助成事業等において、同一経費の重複計上は認められません。

2. 助成事業の公表

本助成事業の採択一覧(企画、団体の名称)を公表するほか、事業概要、助成金交付予定額及び実績報告についても公表することがあります。

3. 不正受給等の対応

提出された助成金交付申請書、実績報告書等について、不審な点が見受けられる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ①助成金の全額に不正受給の日の翌日から返還の日まで加算金及び延滞金を加え返還請求をいたします。
- ②不正受給のあった団体名を公表いたします。

4. 暴力団等排除に関する誓約

申請書の提出にあたっては、事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」という。)に、団体あるいはその構成員が該当あるいは関与するものでないこと、事業内容等に法令に違反する行為がないこと、その他助成金の交付を受ける団体として不適切な行為を行う者でないことを誓約いただきます。

5. 問合せ先

【 住 所 】	〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル 8F 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 調査研究課
【 e - m a i l 】	jigyoiOntj.jac.go.jp ※○を@に変えてください。

※お問合せはメールでのみ受け付けます。タイトルを【オーケストラ支援問合せ】(団体名)と記載してください。回答については、ホームページにて随時、掲出いたします。

申請期間、方法等について

1. 申請期間

令和5年10月2日(月)10:00から10月6日(金)17:00までとします。

2. 申請方法

提出書類等は、下記アドレスにおいてメールで提出してください。申請書に必要事項を記載の上、送信してください。定款等の添付書類もメールに添付して送信してください。

【メール提出先】：[jigyoi1Ontj.jac.go.jp](mailto:jigyoi1ontj.jac.go.jp) ※○を@に変えてください。

※助成金交付申請書は PDF 等に変換せず、Excel のまま送信してください。

※データ容量の上限は10MBとなります。ご注意ください。

3. 提出書類・提出形式

提出書類	概要等
① 申請書	申請団体の団体情報、担当者情報、要望内容 ※Excel のまま提出してください。
② 事業実施計画書	3年間の活動方針、企画内容、ミッション・ビジョン等 ※各項目において幅は自由といたしますが、必ずフォントサイズ 10pt 以上にしてください。 ※Excel のまま提出してください。
③ 支出予算書	支出予算書 ※大まかな計画段階で構いません。 ※Excel のまま提出してください。
④ 誓約書	暴力団排除に関する誓約 ※押印の上、スキャンし、PDF で提出してください。
⑤ 役員等名簿	申請団体の役員名簿 ※Word のまま提出してください。
⑥ 支払先登録(変更)依頼書	申請団体の口座情報 ※Excel のまま提出してください。
⑦ 定款、規約等	申請団体の定款・規約等 ※PDF で提出してください。
⑧ 通帳の写し	申請団体の通帳の写し ※PDF で提出してください。

(注)①～⑧は必ずご提出ください。ご提出いただけない場合、審査の対象外となりますので
あらかじめご承知おきください。

提出書類(様式)について

1. 申請書(様式)

新たなオーケストラ支援事業 申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいのので、助成金の交付を要望します。

記

団体情報	団体住所	郵便番号	
		都道府県	
		市区町村～番地 (建物名含む)	
	法人格		
	(フリガナ)		
	団体名		
	代表者役職名		
	代表者氏名		
	電話番号		
担当者情報	担当部署・所属		
	(フリガナ)		
	氏名		
	電話番号		
	時間外連絡先		
	e-mail		
要望内容	要望する 取り組み	②地域の活性につながる活気のある団体を目指す。	

2. 事業実施計画書（様式）

団体の情報及び3年間の活動方針・計画

（1）団体の概要と実績（300字以内）

（2）団体のミッション（社会的役割や使命）・ビジョン（中長期的な将来像や方針・戦略等）
（300字以内）

（3）団体の現状と課題（300字以内）

（4）助成区分②に対する取り組みの概要（3年間）（300字以内）

（5）助成期間（3年間）後の目標（取り組み）（300字以内）

（6）その他PR（別添資料もOKとする）

3. 支出予算書（様式）

支出予算書				
団体名 取組名				
【内訳】				
年	事項	内訳	金額（円）	小計（千円）
1年目				0
2年目				0
3年目				0
		合計金額（千円）	0	

4. 誓約書（様式）

誓 約 書

当団体は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 助成金の交付を受ける団体として不適当な者

(1) 役員等が、以下に掲げる各号のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

(5) 総会屋

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

(7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 助成金の交付を受ける団体として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 氏 名 _____ 印

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

5. 役員等名簿（様式）

役員等名簿

団体名

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

6. 支払先登録（変更）依頼書（様式）

令和 5 年 月 日

支払先 登録（変更）依頼書

コード番号								
フリガナ	※							
会社名	※							
フリガナ	※							
住所	※ 〒							
フリガナ	※							
代表者名	※							
電話番号 ※					FAX番号			
振込口座※	金融機関				銀行			支店
	預金種別				口座番号			
	フリガナ							
	口座名義							
※は必須								

申請後の流れほか

1. 審査について

審査は、提出された書類及び面接（パワーポイントによるプレゼンテーションを想定）を基に外部有識者による審査委員会で評価を行い、採否を決定します。審査は、実施計画の内容、事業の実施方法等について、以下に掲げる「2. 評価の対象」により総合的に評価します。

面接は、非公表で行うものとし、事業計画書の内容等について説明を行ったうえで、審査委員会が質疑を行います。団体が特にアピールしたい点及び申請書類の内容を確認するために、実施するものですので、申請書類に記載のない新しい提案はできません。詳細は、申請後に改めて通知いたします。

なお、審査内容については、お問合せいただいてもお答えできません。

2. 評価の対象

審査について、下記の項目が評価の対象となりますので、助成金交付申請書を作成する際に、必ずご確認ください。

- (1) 過去の活動において、当該助成の目的を達成できる、十分な実績を有する点
- (2) 自団体が掲げるミッション・ビジョンの達成に向け、当該助成の目的に沿った取り組みが計画されている点
- (3) 当該助成の目的である我が国のオーケストラの現状と課題及び自団体の現状と課題を把握し、分析している点、また、それを解決するための取り組みが計画されている点
- (4) 当該助成を経たのちの目標が明確かつ実現可能性を有する点
- (5) 応募する取り組みに対し意欲が感じられる点
- (6) 地域の活性につながる活動、当該地域が誇れるオーケストラと成り得るのか。
- (7) 助成区分②の実現に向けて事後評価（定量的評価等）可能なかたちで取組内容が計画されている点

3. 審査結果の通知

応募された実施計画の審査結果については、採否にかかわらず、令和5年12月中旬（予定）に文書により通知します。

4. 注意事項

応募資格の該当性や審査基準等に関する個別の問合せには対応いたしかねます。各自でご判断の上、所定の申請を行ってください。審査にあたって、追加資料のご提出や補足説明等をお願いする場合があります。

5. 会計調査等協力と帳簿類保管のお願い

採択事業について、当振興会の職員が帳簿及び関係書類等の調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び銀行振込明細等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず控え（データ提出の場合はその原本）を保管するようにしてください。関係書類が保管されていない場合は交付決定を取り消すとともに助成金の返還を求める場合があります。

その他の留意事項等

1. 助成金の支払いについて

助成金は、採択決定後、指定の口座にお振込みいたします。申請いただいた事業計画に基づき、使用してください。

2. 事業計画の変更について

事業開始後において、事業実施計画において内容の変更が生じた場合は、申請者が事務局に速やかに相談してください。

3. 事業の報告について

事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業年度終了後、実績報告書等を提出していただきます。実績報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。

なお、実績報告書において、申請した区分と著しく異なる実績、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、助成を継続しないことや交付決定を取り消すことがあります。

4. 実績報告会について

上記、「3. 事業の報告について」における実績報告書のほかに、各区分の採択団体も含めた実績報告会を予定しております。当該年度の実績について、パワーポイントによるプレゼンテーションを行ったうえで、質疑を行います。詳細は、改めて通知いたします。

よくある質問(Q & A)

Q1 この事業の目的について教えてほしい。

**A1 「新たなオーケストラ支援事業」は、我が国のオーケストラ界を活性化することを目的に、オーケストラ活動の底上げ及びオーケストラの将来の財産となる取り組みを支援することを目的としております。
⇒本募集案内 P.2 「新たなオーケストラ支援事業の趣旨・目的」参照**

Q2 助成金は何に使用できるのでしょうか。公演に係る経費に限るのでしょうか。

**A2 本事業の目的に沿った企画に対し、使用できます。
⇒本募集案内 P.4 「3. 助成対象企画」参照**

Q3 申請書の審査はどのような観点で行われますか。

**A3 実施計画の内容、事業の実施方法等について、複数の評価の対象により総合的に評価を行います。
⇒本募集案内 P.13 「2. 評価の対象」参照**

Q4 提出書類の①から⑧のうちで、一部用意できない書類があります。受理されますか。

**A4 提出書類①から⑧に基づいて審査を行いますので、不足あるいは未提出の場合は、審査の対象外となります。提出の際、必ずご確認ください。
⇒本募集案内 P.6 「3. 提出書類・提出形式」参照**